

諮問番号：諮問第 2 7 7 号

答申番号：答申第 2 7 7 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市城南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 2 項の規定による保護変更決定処分（保護の変更時期：令和 5 年 7 月 1 日。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

預貯金が全くなり、テーブル、椅子、冷蔵庫のない生活を送っており、令和 5 年 7 月分の保護費支給額 8, 5 9 0 円だけでは生活できない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 処分庁の主張について

処分庁は、本件審査請求の却下を求めているが、審査請求書に本件処分に係る保護決定通知書（変更）が添付されていること等から、本件処分に対する審査請求として取り扱うこととした。

2 保護費の算定について

審査請求人は、令和 5 年 7 月分の保護費支給額 8, 5 9 0 円だけでは生活できない旨を主張しているのに対し、処分庁は、保護費の算定を行った上で本件処分を行って

いる。

審査請求人世帯の状況に鑑み、令和５年７月１日時点で保護の基準を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

したがって、審査請求人世帯に係る同月分の保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

３ その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書、補正回答書及び反論書において、いわゆる機微情報に該当する内容をはじめとする、自身を取り巻く状況等について縷々不服を述べているが、これらの主張は本件審査請求とは無関係のものである。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法（昭和２６年法律第６８号）第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

第４ 調査審議の経過

令和７年４月１４日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第４３条第１項の規定に基づく諮問を受け、令和７年８月１９日の審査会において、調査審議した。

第５ 審査会の判断の理由

本件審査請求は、審査請求の形式的要件の点で疑義があるものの、審査請求書に本件処分に係る保護決定通知書（変更）が添付されていることから、審査庁において、本件審査請求に係る処分を特定でき、当該処分に対し審査請求をする意図が十分に読み取れると判断できるため、本件処分に対する審査請求として取り扱い、本審査会に諮問されたものであると解される。

処分庁が行った令和５年７月分の審査請求人世帯の生活保護費支給額の算定については、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知等に則って適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委 員 大 脇 成 昭

委 員 平 岩 みゆき

委 員 吉 岡 秀 樹